

春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

次の5つの条例を改正するもの

- ①春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第40号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。）
- ②春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成29年春日井市条例第42号。以下「居宅介護支援基準条例」という。）
- ③春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年春日井市条例第41号。以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）
- ④春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年春日井市条例第20号。以下「介護予防支援基準条例」という。）
- ⑤春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号。以下「手数料条例」という。）

1 現状

国の基準に準じて、次のとおり各条例で、介護サービスの運営基準等を定めている。

また、介護サービス事業者の指定及び更新に係る審査事務や事業者指導・監督業務が急増していることを理由として、平成30年4月1日から手数料を徴収している。

①地域密着型サービス基準条例（第1条関係）

要介護の方が受けられる次のサービスに係る基準を定めたもの

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

②居宅介護支援基準条例（第2条関係）

要介護の方に係る介護サービス計画作成事業等に関する基準を定めたもの

③地域密着型介護予防サービス基準条例（第3条関係）

要支援1、要支援2の方が受けられる3つのサービスに係る基準を定めたもの

- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方のみ）

④介護予防支援基準条例（第4条関係）

事業対象者、要支援1、要支援2の方に係る介護予防サービス計画作成事業等に関する基準を定めたもの

⑤手数料条例（附則関係）

介護サービス事業所の新規及び更新手数料を徴収しているもの。

- 2 改正の理由** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。令和6年4月1日等施行）に準じて運営基準等を改正するとともに、サービスの利用条件を明確にするため運営基準等の一部を改正するもの。
- また、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請等に係る審査について、居宅介護支援と一体的に行うため申請を同時に行う場合は、その手数料を徴収しないこととするもの。
- （詳細は別紙参照）

- 3 改正等の内容** 別紙のとおり

- 4 施行日** 令和6年4月1日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）における改正内容（詳細）

次の国の基準（省令）改正に準じ、管理者の兼務、身体的拘束等の適正化の推進、公正中立性の確保のための取組の見直し、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数、介護予防支援の円滑な実施、協力医療機関との連携体制の構築、協力医療機関との連携体制の構築、介護現場の生産性の向上等において人員基準・運営基準を改正するもの。

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

また、サービスの利用の公平性を保つため、利用条件を明確にすることから人員基準及び運営基準を改正するもの。

改正内容

(1) 4 条例共通 ※カッコ内は①の条例の関係条文

- ア 「書面掲示」規制の見直し（第34条関係ほか）
事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則ウェブサイトに掲載することを義務付ける（1年の経過措置）
- イ 管理者の兼務範囲の明確化（第7条関係ほか）
管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する
- ウ 身体的拘束等の適正化の推進（第24条関係ほか）
 - ・多機能系サービス（（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）
身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。（1年の経過措置）
 - ・訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。
- エ その他所要の改正

(2) ①地域密着型サービス基準条例、③地域密着型介護予防サービス基準条例

○多機能系サービス（（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

ア 管理者の兼務（①第83条関係ほか、③第45条関係）

管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

○看護小規模多機能型居宅介護

イ サービス内容の明確化（①第197条関係）

介護保険法の改正により、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

ウ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化（①第130条関係）

見守り機器等の複数のテクノロジーの活用等で介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が認められる場合に人員配置基準を緩和する。

○居住系サービス（（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）

エ 協力医療機関との連携体制の構築（①第125条関係ほか、③第83条関係）

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、連携体制を構築するための見直しを行う。

オ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（①第125条関係ほか、③83条関係）

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

カ 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け（①第165条の2関係）

緊急時等の対応方法を、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定め、1年に1回以上の見直しを義務付ける。

キ ユニットケアの質の向上のための体制の確保（①第187条関係）

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

ク 協力医療機関との連携体制の構築（①第172条関係）

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、連携体制を構築するための見直しを行う。

ケ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（①第172条関係）

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第2種協定指定医療機関との間で対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

○多機能系サービス（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）・居住系サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護））・施設系サービス共通（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

コ 介護現場の生産性の向上（①第106条の2関係ほか、③第63条の2関係ほか）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催を義務付ける。（3年の経過措置）

○居住系サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護））・施設系サービス共通（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

サ サービス利用条件の明確化（①第114条等関係ほか、③第75条関係）

サービスの利用開始において利用者の転入届出日等から3月の経過を確認しなければならぬこととするもの。

(3) ②居宅介護支援基準条例④介護予防支援基準条例

○居宅介護支援

ア 公正中立性の確保のための取組の見直し（②第7条関係）

○居宅介護支援、介護予防支援

イ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

（②第16条関係④第33条関係）

利用者の居宅を訪問し、利用者との面接を行うことについて、要件を満たした上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

ウ ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（居宅介護支援）

指定居宅介護支援事業所の人員基準の見直し。

○介護予防支援

エ 介護予防支援の円滑な実施（④第5条関係ほか）

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受ける場合の人員配置、市町村に対する情報提供、その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うための必要な規定の整備

(4) ⑤手数料条例（附則関係）

これまで、地域包括支援センターしか指定が受けられなかった介護予防支援が、指定居宅介護支援事業者でも指定が受けられるようになった。指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請等に係る審査について、居宅介護支援と一体的に行うため申請を同時に行う場合は、その手数料を徴収しないこととするもの。